

随意契約及び比較見積省略理由書

件名：大阪府咲洲庁舎ホテル階（7 階から 17 階）階段室扉シリンダー錠
取替え工事

理由：

本工事は、咲洲庁舎ホテル階（7 階から 17 階）の階段室扉に設置されているシリンダー錠の取替えを行うものです。

当該シリンダー錠は令和 6 年 10 月に退去した旧ホテルが設置したものであり、咲洲庁舎のマスターキーに対応しておらず、このまま使用するには庁舎管理上支障があります。

取替えを行うシリンダー錠については、咲洲庁舎のマスターキーに対応するものであり、かつ非常開錠装置（非常時にレバー等で開錠できる装置）付きのものを既存扉へ取り付けることが必要となります。対応できる製品や、既存扉の状況等の調査を行う必要があったため、建設時から庁舎全般にわたって保守修繕を行っている大林ファシリティーズ株式会社により調査を実施しました。

調査の結果を踏まえ、大林ファシリティーズ株式会社から工事の見積書を徴収したところ、見積価格について適正と認められることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、随意契約を行い、大阪府財務規則の運用第 62 条関係第 2 項第 3 号により比較見積を省略するものです。